

随意契約理由書

案件名：南大阪湾岸流域下水道 南部水みらいセンター 機械濃縮電気設備更新工事

南部水みらいセンターの機械濃縮電気設備は平成5年に設置され、30年以上経過し、老朽化している。また、機械濃縮設備にも経年劣化が見られ機械濃縮設備を遠心濃縮機からベルト濃縮機に更新する工事が予定されている。機械設備の形式変更に伴い、電気設備を更新する必要がある。

本工事は、機械濃縮電気設備について、監視制御設備並びに運転操作設備の設計・製作・据付・調整、既設設備の機能増設及び機能増設設備を含めたシステム全体の試運転までの一切を行うものである。

今回工事では既設の中央監視装置及びコントローラを機能増設することにより既設システムと一括して監視・制御を行う。

既設中央監視装置及びコントローラは、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用され、要求性能を満足するように製作されている。そのため、本工事におけるシステム設計や、監視制御設備と連携しての試運転調整には、設計・製作者が管理保有するシステムに関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、既設システムを含めたシステム全体の機能動作を掌握した上で行われる必要がある。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、既設システムの設計、製作、据付を実施した富士電機株式会社から水環境部門を移管されたメタウォーター株式会社関西営業部が唯一施工可能な企業であると考えられるが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がいなかったことを確認するため、参加意思確認公募手続を実施した結果、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）は無く、同社から徴取した見積りが予定価格内であったため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社と随意契約を行うものである。

また、上記結果より、「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略します。